（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第二条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事務部の分課） **第十五条**　事務部に、病院運営課を置く。 （病院運営課） **第十六条**　病院運営課においては、病院に係る次の事務をつかさどる。 一～四　［略］ 五　病院の所掌事務に関する企画及び調整に関すること（病院企画調整官の所掌に属するものを除く。）。 六　病院の運営改善に関する事務の総括及び連絡調整に関すること（病院企画調整官の所掌に属するものを除く。）。 七　患者の入院及び退院の手続き並びに外来患者の受付に関すること。 八　診療契約に関すること。 九　診療報酬の算定及び請求に関すること。 十　医療に関する証明書の交付に関すること。 十一　診療記録の整理及び保管並びに医療に関する報告に関すること。 十二　患者の福利厚生に関すること。 十三　医療に関する統計に関すること。 十四　霊室の業務に関すること。 十五　行政財産の管理に関すること。 十六　消毒、洗濯その他の保清に関すること。 十七　警備に関すること。 十八　［略］ **第十七条**　削除	（事務部の分課） **第十五条**　事務部に、次の二課を置く。 運営企画課 運営支援課 （運営企画課） **第十六条**　運営企画課においては、病院に係る次の事務をつかさどる。 一～四　［同上］ 五　病院の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。 六　病院の運営改善に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 七　［同上］ （運営支援課） **第十七条**　運営支援課においては、病院に係る次の事務をつかさどる。 一　患者の入院及び退院の手続き並びに外来患者の受付に関すること。 二　診療契約に関すること。 三　診療報酬の算定及び請求に関すること。